

国立大学法人和歌山大学宿舎取扱要項

制 定 平成16年 4月 1日
 法人和歌山大学規程第 89号
 最終改正 令和 8年 3月27日

(宿舎の事務)

第1条 宿舎の事務は施設整備課において行うものとする。

(貸与の資格等)

第2条 宿舎の貸与を受ける資格を有する者は、国立大学法人和歌山大学宿舎規程（以下「宿舎規程」という。）第3条に定める役員及び教職員等（以下「役員及び教職員等」という。）とする。ただし、本学の役員及び教職員等として採用されることが決定している者を含むものとする。

2 前項のただし書きに規定する者については、採用予定日の1ヶ月前から入居することができる。

(貸与者の選定)

第3条 財産管理担当役は、役員及び教職員等が宿舎の貸与を希望するときは、宿舎貸与申請書を提出させるものとする。

第4条 財産管理担当役は、次条により規定する選定基準により貸与予定者の順位を決定するものとする。

(選定基準)

第5条 宿舎の貸与を希望する者の選定基準は、別表第1に定める各採点数の合計点を基準点とする。ただし、次の各号に掲げるものにあつては、各採点数の合計点のほか、当該各号に掲げる点数を加算した合計点を基準点とする。

(1) 採用、転入、配置換による者 15点

(2) 結婚による者 10点

2 基準点の合計が同点の場合は、当該宿舎の貸与を希望する者の間において、くじにより決定するものとする。

(貸与の特例)

第6条 次に掲げる者のうち宿舎の貸与を希望するものには、前条の規定に関わらず優先して宿舎を貸与することができる。

(1) 学長

(2) 理事及び監事（非常勤を除く。）

(3) 災害等により居所を無くした者

(貸与の申請及び承認)

第7条 宿舎の貸与を受けようとする者は、入居予定日の2ヶ月前から15日前までに宿舎貸与申請書を提出しなければならない。

2 財産管理担当役は、宿舎貸与申請書に基づき、宿舎の貸与を承認したときは宿舎貸与承認書を貸与の承認を受けた者（以下「被貸与者」という。）に交付する。

(自動車の保管場所申請及び承認)

第8条 被貸与者が保有する自動車の保管場所として貸与を申請しようとするときは、使用開始予定日の2ヶ月前から15日前までに宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書を提出しなければならない。

宿舎取扱要項

2 財産管理担当役は、宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書に基づき保管場所の貸与を承認したときは、宿舎（自動車の保管場所）貸与承認書を被貸与者に交付する。

3 被貸与者は、宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書記載事項のうち、自動車の車名・型式、登録番号等に変更が生じた場合は、自動車登録番号等届出書を提出しなければならない。

（入居期限及び入居届等）

第9条 被貸与者は、承認された入居予定日から10日以内に宿舎に入居しなければならない。

2 被貸与者は、宿舎に入居したときは、速やかに宿舎入居届を提出しなければならない。

（入居期限の延期の申請及び承認、又は貸与の取消）

第10条 被貸与者は、入居期限日までに当該宿舎に入居できないやむを得ない事由があるときは、宿舎入居期限延期申請書を提出しなければならない。

2 財産管理担当役は、宿舎入居期限延期申請書に基づき宿舎の入居期限の延期を承認したときは、宿舎入居期限延期承認書を被貸与者に交付する。

3 財産管理担当役は、被貸与者が入居期限日までに宿舎に入居しないときは、その承認を取消することができる。

（同居の申請及び承認）

第11条 被貸与者は、主として、その収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、同居を希望する日の7日前までに宿舎同居申請書を提出しなければならない。

2 財産管理担当役は、宿舎同居申請書に基づき事情を調査し、宿舎設置の目的に反せず、かつ、その理由がやむを得ないと認め承認したときは、宿舎同居承認書を被貸与者に交付する。

（自宅保有の有無）

第12条 被貸与者は、宿舎貸与申請書記載事項のうち、2（自宅保有の有無）について変更が生じた場合は宿舎貸与申請変更届出書を提出しなければならない。

（明渡しの立合）

第13条 被貸与者が、宿舎の明け渡しをしようとするときは、施設整備課担当者が立合うものとする。

2 財産管理担当役は、施設整備課担当者から立会の報告を受け、点検確認の結果、被貸与者の負担で補修又は取替等を要すると認めた場合は補修等をさせるものとする。

（明渡猶予の申請及び承認）

第14条 宿舎規程第14条第1項の規定により宿舎を明渡さなければならない者が、その該当することとなった日から20日以内に、当該宿舎を明渡すことができない理由があるときは、被貸与者等は宿舎明渡猶予申請書を提出しなければならない。

2 財産管理担当役は、宿舎明渡猶予申請書に基づき承認をした場合は、宿舎明渡猶予承認書を被貸与者に交付する。

（模様替等及び承認）

第15条 被貸与者は、自己の負担で、その貸与を受けた宿舎に仮設物を設置し、又は模様替をしようとするときは、設置又は模様替を希望する15日前までに宿舎模様替等申請書を提出しなければならない。

2 財産管理担当役は、宿舎模様替等申請書に基づき、模様替工事の施工を承認したときは、宿舎模様替等承認書を被貸与者に交付する。

(修繕の申立)

第16条 財産管理担当役は、被貸与者から当該宿舎の修繕を要する旨の申出を受けたときは、必要に応じて宿舎修繕依頼書を提出させ、修繕の必要があり、被貸与者はその費用を負担する軽微な修繕の範囲外と認めたときは本学の経費において修繕を行う。

(被貸与者が費用を負担する修繕の範囲)

第17条 被貸与者が費用を負担する範囲については、「国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて」通達を準用する。

(宿舎使用料の算定)

第18条 宿舎使用料算定基準については、当分の間、国家公務員宿舎法を準用し、学長が決定する。

附 則

この取扱要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月23日一部改正：法人和歌山大学規程第947号)

この改正要項は、平成21年7月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年11月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1230号)

この改正要項は、平成23年11月28日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1426号)

この改正要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2354号)

この改正要項は、令和3年5月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2904号)

この改正要項は、令和8年3月27日から施行し、令和8年3月1日から適用する。

宿舎取扱要項

別表第1 (第5条第1項関係)

採点数 事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
現居宅状況	公営住宅	借家		民間アパート	同居	借間				立退
1人当り畳数		4畳以上 5畳未満			3畳以上 4畳未満			2畳以上 3畳未満		2畳未満
本俸対家賃比		10%以上		15%以上 20%		20%以上 25%		25%以上 30%		30%以上
同居者数	2人	3人	4人	5人	6人以上					
通勤時間	30分以上 60分		60分以上 90分		90分以上 130		130分 以上			
本学勤務年数	1年未満	1年以上 4年未満	4年以上 7年未満	7年以上 10年未 上	10年以上					
提出時からの 経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年未満 4年以上	4年以上					

1. 本俸対家賃比は(家賃一住居手当) / 本俸とする。

2. 同居者数には本人を含む。

3. 採用、転入、配置換、結婚による者は、第5条第1項に掲げる加算点を、その該当するとなった日から起算して1年間を保持することができる